

消防計画

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条1項に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し又は出入するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び責務)

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権原を有し、必要な対策を行う。

(消防用設備等の点検及び点検結果報告)

第4条 消防用設備等の機能を維持管理するために、消防法第17条の3の3に基づく法定点検を実施する。

2 消防用設備等の法定点検の結果は、_____年に1回消防署長に報告する。

(従業員等の遵守事項)

第5条 従業員等は次の事項を遵守する。

- (1) 建物の周囲や、死角となる廊下、階段室等に可燃物を置かない。
- (2) 廊下、階段、通路及び出入口には避難の支障となる設備を設けたり、物品を置かない。
- (3) 火気使用設備・器具は、使用前後に点検すること。

(建物等の自主検査)

第6条 防火管理者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検 査 対 象	検 査 時 期
階段・通路・防火戸等	() 毎に1回
火気使用設備・器具	() 毎に1回
電気・機械設備・器具	() 毎に1回

2 自主検査の実施結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備事項は早急に改善するように努める。

(自衛消防活動)

第7条 火災、震災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。防火管理者を自衛消防隊長とする。

2 火災等の災害を覚知した者は、直ちに自衛消防隊長に報告するとともに初期消火を実施する。その他の者は、119番通報及び避難誘導を行う。

3 自衛消防隊長は各隊員（各従業員）に必要な指示を行うものとする。

(震災対策)

第8条 日常において、地震による転倒、落下防止や火気使用器具の出火防止に努めるとともに、震災用の備蓄品を確保しておくこと。

(東海地震注意情報発表時の措置)

第9条 東海地震注意情報の発表を知った者は、直ちに防火管理者に報告する。

2 報告を受けた防火管理者は、テレビ、ラジオ等を通じて情報を収集し、本計画に基づく必要な措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報の発表を従業員に伝え、来店者に帰宅を促す。

(2) 自衛消防隊の任務を確認するとともに、被害軽減のための応急措置及び設備の点検を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、原則として営業を中止し、来店者等に情報を提供し帰宅を促す。

2 火気使用設備・器具の使用は禁止し、やむを得ず使用する場合は、最小限にとどめ、直ちに使用を中止できるよう措置を講じて使用すること。

3 防火管理者は建物の各構成員との連絡を密にし、発災時の初期消火、避難者の管理、情報収集等相互協力して行うものとする。

4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(南海トラフ地震対策)

第11条 防火管理者は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合、及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集を行う。

(2) 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたこと及び必要な措置について当該施設内に周知する。

(3) 顧客等の避難誘導にあたる。（避難場所は_____とする。）

(4) 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行う。

(南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制)

第12条 防火管理者は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、地震及び津波に関する情報の収集にあたり、異常な現象が観測されたこと及び必要な措置について当該施設内に周知すること。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の体制)

第13条 防火管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- (2) 設備の点検、巡視、転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の体制)

第14条 防火管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- (2) 施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行う。

(南海トラフ地震に関する広報)

第15条 防火管理者は、顧客等に対して南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容、並びに避難場所及び避難経路に関する知識について、事前に広報を行う。

(教育・訓練)

第16条 防火管理者は、防火・防災知識の向上と消防技術の向上をはかるため、年に2回以上教育訓練を実施する。

2 防火管理者は、従業員に対し南海トラフ地震に関する次の教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が出された場合に従業員等が果たすべき役割

3 防火管理者は、南海トラフ地震に係る情報収集・伝達及び津波避難等に係る防災訓練を年1回以上行くとともに、地方公共団体及び関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

(消防機関への報告、連絡)

第17条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）の届出
- (2) 防火防災指導の要請
- (3) 消防訓練実施の連絡
- (4) 消防用設備等の法定点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第18条 _____の防火管理業務の一部は、_____ビル管理会社に別表のとおり委託するものとする。

附 則

この消防計画は令和 年 月 日から施行する。